

長崎市公告第 43 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月26日

長崎市長 鈴木史朗



1 業務の概要

- (1) 件名 「CMあじさい」制作・放送等業務委託
- (2) 業務内容 「CMあじさい」制作・放送等業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予算額 28,092,400円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の「広報・宣伝・広告」のいずれかの業種に登録があり、かつ、地域区分が市内、認定市内又は準市内としての登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに資本・人的関係があるものが含まれていないこと。

- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 元請として本業務と同種の業務を令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行した実績があること。同種の業務とは、地方公共団体の委託により、当該団体の事業を紹介したCM等を一契約で2本以上制作し、当該CM等が実際に民放で放送されたものをいう。

3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ウェブサイトからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に長崎市企画政策部広報広聴課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和8年4月3日（金）までの午前9時から午後5時30分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

(2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（8階）
長崎市企画政策部広報広聴課（担当 川口、山下）
電話 095-829-1114

4 参加表明の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）
- イ 担当者連絡先（様式ア）

(2) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時【必着】（提出期限内に上記3(2)の場所に到達していること。）

(3) 提出方法

本案件に参加しようとする者は、4(1)の書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

【通知予定日】令和8年4月8日（水）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 受付方法

説明書等に対する質問は、質問書（様式オ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより6(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続に関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和8年4月6日（月）午後5時まで【必着】

(3) 質問書送付先及び連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（8階）

長崎市企画政策部広報広聴課（電話 095-829-1114）

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ 095-829-1115

(4) 質問に対する回答

令和8年4月8日（水）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式カ）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類

説明書6(1)のとおり

(2) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時まで【必着】（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

(3) 提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って7(1)の書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

提案書の提出者が7者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準

に基づく1次審査を実施し、6者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が7者を超える場合であっても、7者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

1次審査の選定基準については、9(1)評価基準の「①履行実績」、「イ CMあじさいの制作本数」、「ウ CMあじさいの放送時間帯」、「エ CMあじさいの放送回数」及び「カ I n s t a g r a m広告表示回数」の合計点が高いものから順に決定する。

(1) 実施予定日

令和8年5月19日（火）

詳細は別途、ヒアリング予定表（様式キ）にて通知する。

(2) 出席者

5名以内とする。

(3) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機、HDMIケーブルは本市で用意する。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定

(1) 特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点		
A 組織 評価	①履行実績	業務等実績調査 (様式イ)	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した(1)及び(2)の2種の同種業務実績について、評価する。なお、契約ごとに1件とする。 (1)は最大3件まで、1件ごとに3点とする。 (2)は最大3件まで、1件ごとに2点とする。 (1)地方公共団体からの委託により、当該団体の事業を紹介したCM等を一契約で2本以上制作した実績。ただし、当該CM等が実際に民放で放送されたものに限る。 (2)地方公共団体のSNSへの投稿を想定した30秒～1分のショート動画を制作した業務を請け負い、10本以上制作し、発信した類似の実績。	15	
	B 実施 方針 等 評価	②業務理解	業務の実施方針 (任意様式)	業務の目的を理解した上で、提案者側で課題を設定し、その課題を解決できる提案となっているか。 10点:業務の目的を理解した上で課題を的確に分析し、その課題を解決できる提案になっている。 7点:業務の目的を理解した上で課題を的確に分析し、その課題をある程度解決できる提案になっている。 4点:業務の目的を理解しているが、課題を的確に分析できていない。 1点:業務の目的を理解しておらず、課題も分析できていない。	10
		③実施手順	スケジュール表 (任意様式)	(1)業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、(2)業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に評価 10点:(1)、(2)のいずれにも該当する場合 5点:(1)又は(2)のうち、いずれかに該当する場合 1点:(1)、(2)のうち、どちらにも該当しない場合	10
		④実施体制	実施体制 (様式ウ又は任意 様式)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確で、迅速・柔軟に対応でき、CMあじさいやショート動画を並行して制作する体制となっているか。 10点:担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 5点:担当者の配置や構成が示されているが、迅速・柔軟に対応できるか不安がある。 1点:担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	10
C 提案 内容 評価	⑤提案	ア CMあじさいの 企画内容 (任意様式)	CMあじさいの企画内容を評価する。 (観点) ・独創性があるか。 ・視聴者の注意を引き、印象に残るか。 ・ストーリー展開が明確か。 ・ターゲット層へのリーチを意識しているか。 ・視聴者の行動につながる仕掛けがあるか。 ・市が意図する目的が正確に表現されているか。 30点:上記の観点をすべて満たしている。 25点:上記の観点を5つ満たしている。 20点:上記の観点を4つ満たしている。 15点:上記の観点を3つ満たしている。 10点:上記の観点を2つ満たしている。 5点:上記の観点を1つ満たしている。 1点:上記の観点を満たしていない。	30	
		イ CMあじさいの 制作本数 (任意様式)	CMあじさいの制作本数を評価する。 10点:24本以上 7点:22・23本 5点:20・21本 3点:18・19本 1点:17本以下	10	
		ウ CMあじさいの 放送時間帯 (任意様式)	CMあじさいの放送回数や時間帯について、視聴されやすい工夫がされているかを評価する。 放送時間帯に割り当てた以下の点数と各放送時間帯に放送する回数を乗じた数を点数とする。なお、小数点第1位までを点数とし、点数が高いもの10本を評価する。 2点 : 19:00～23:00 1.2点 : 12:00～14:00、18:00～19:00、23:00～25:00 0.8点 : 7:00～10:00、14:00～18:00 0.5点 : 1:00～7:00、10:00～12:00 例 19:00～23:00の枠5回、7:00～10:00の枠5回の場合 2点×5回+0.8点×5回=14点	20	
		エ CMあじさい1本 ごとの放送回数 (任意様式)	CMあじさい1本につき何回放送するかを評価する。 10点:14回以上 7点:12・13回 5点:10・11回 3点:8・9回 1点:7回以下	10	
		オ SNS広告の 考え方 (任意様式)	CMあじさいのテーマ(「大学生の長崎での就職促進」)やターゲットを踏まえ、インターネット広告の特性を活用しつつ、効果的に広告できる提案であるかを評価する。 (観点) ・テーマに基づくターゲットの特性分析の的確さ ・ターゲットへ訴求するインターネット広告媒体の選択に至る考え方 10点:的確なターゲットの特性分析を踏まえ、インターネット広告媒体の選択に至る考え方が的確である。 5点:的確なターゲットの特性分析はできているが、インターネット広告媒体の選択に至る考え方が的確ではない。 1点:ターゲット分析ができていない。	10	

C 提案内容評価	カ CMあじさい1本ごとのInstagram広告表示回数 (任意様式)	CMあじさい1本当たりの広告について、SNSで行う有料広告の発信量を評価する。 ※仕様書では、ターゲットに応じて適した媒体を選択して出稿とする。しかし、採点の便宜上、ウェブ上の有料広告はすべてInstagramで発信するものと仮定した回数で評価する。 10点:40万回以上 7点:35万回以上~40万回未満 5点:30万回以上~35万回未満 3点:25万回以上~30万回未満 1点:25万回未満	10
	キ ショート動画の企画内容 (任意様式)	ショート動画の企画内容を評価する。 (観点) ・Instagramの動画に適した構成になっているか。(開始数秒で離脱しないように) ・スマートフォンで視聴するのに工夫がされているか。 ・10代・20代の関心を引くような切り口になっているか。 ・10代・20代の関心を引くような独創性のある演出になっているか。 20点:上記の観点をすべて満たしている。 15点:上記の観点を3つ満たしている。 10点:上記の観点を2つ満たしている。 5点:上記の観点を1つ満たしている。 1点:上記の観点を満たしていない。	20
	ク 自由提案 (任意様式)	CMあじさい及びショート動画について、視聴者参加、視聴機会の増加、視聴動機の醸成等につながる自由提案を求める。 15点:独自性や先進性がある提案が多分野にわたり多く見られ、視聴機会の増加や視聴者参加等が期待される実現性が高い提案で、特に効果が高い。 11点:独自性や先進性がある提案が見られ、視聴機会の増加や視聴者参加等が期待される提案で、効果が高い。 8点:効果的な提案が見られ、一定の効果は見込める。 5点:提案はあったが、内容が一般的で効果的とは言いがたかった。 0点:提案がない。	15
D 参考見積	⑥業務コストの妥当性	参考見積書 (様式工) 業務コストの妥当性について評価する。 下記の計算式により採点し、小数点第2位を四捨五入する。 見積額には自由提案に要する費用も見込むこと。なお、見積額が予算額を超える場合又は予算額の85%未満の場合は、審査の対象としない。 計算式: 配点(30点) × $\frac{\text{全提案者の提案額のうち最低額}}{\text{提案者の提案額}}$	30
合計			200
<p>※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。また、複数者の合計点が同点となった場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の提案内容評価の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。</p> <p>※出席委員全員の評価の合計点が満点の6割未満の場合は当該企画を失格とする。</p> <p>※「提案内容評価」のうち、自由提案以外のいずれかの項目について委員全員が1点以下と採点した場合は、受託候補者として非特定とする(自由提案を除く)。</p>			

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	氏名	役職名
委員長	日向 淳一郎	企画政策部 部長
委員	中里 昌弘	都市経営室 室長
委員	富永 渉	産業雇用政策課 係長
委員	吉岡 利章	長崎創生推進室 係長
委員	高橋 理恵子	子育てサポート課 係長
委員	中島 智子	水産農林政策課 係長
委員	橋口 絢香	観光交流推進室 職員
委員	熊谷 佑希	防災危機管理室 主事
委員	小田崎 百合子	障害福祉課 主事

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年5月21日(木)(予定)に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積を徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

10 契約書の作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（8階）

長崎市企画政策部広報広聴課（担当 川口、山下）

電話 095-829-1114

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ 095-829-1115